

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会  
役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会（以下「本協会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 理事長及び副理事長とは、定款第15条第2項及び第16条第2項に基づき理事の中から選定される者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条第1項に基づき置かれる評議員をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益等であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及びその額)

第3条 理事、監事及び評議員に報酬を支給し、その額は別表に定める額とする。

(支給の方法)

第4条 原則として、当協会主催の以下の会議に出席の都度、その当日に支払うものとする。

- (1) 正副理事長会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会
- (4) 会計監査
- (5) 知事・部長懇談会
- (6) その他会議に類似し理事長が必要と認める会議

(支給の形態)

第5条 原則として、現金をもって本人に支払うものとする。

(公表)

第6条 本協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和2年3月25日から施行する。

従前の役員報酬規程（平成7年4月1日施行）は、これを廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月24日から施行する。

別表（理事長、副理事長、理事、監事及び評議員の報酬）

役職名等			日 額
理事長	第4条の会議に出席	1回当たり	7,000円
副理事長	第4条の会議に出席	1回当たり	5,000円
理事	第4条の会議に出席	1回当たり	3,000円
監事	第4条の会議に出席	1回当たり	3,000円
評議員	第4条の会議に出席	1回当たり	3,000円

※但し、同日開催の複数会議は、1回とする。